

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2017

月刊

中小企業レポート

9

No.490

活性化情報

長野県中小企業団体中央会

特集

阿部知事と意見交換会を開催



～日本公庫と連携して地方創生に資する中小企業者を支援～

けんしん地方創生ローン

～地方創生に向けた新たな資金調達～

募 集 期 間 : 平成29年8月1日～平成29年12月29日

<商品のメリット>

- 本商品は日本公庫と連携し「地方創生」を担う中小企業者を支援するものです。
- 担保・第三者保証が不要で長期の資金を確保できます。
- 通常のプロパー融資と同様のお手続きで、実質的に市場からの資金調達となりますので、調達手段の多様化につながります。

**最大
年0.4%
金利優遇**

※金利優遇の適用条件については、店頭またはホームページでご確認ください。

<商品概要>

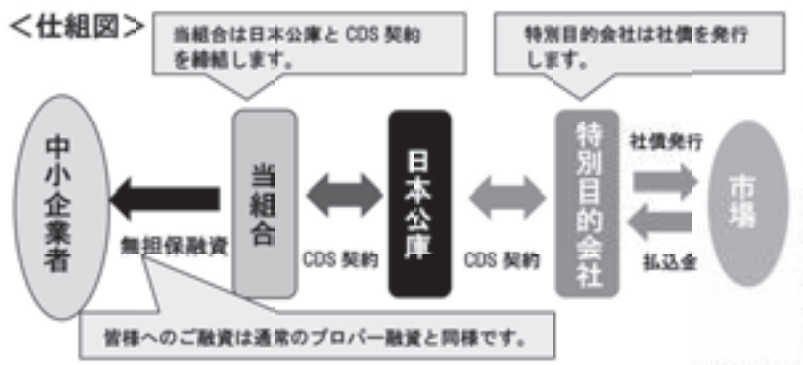
(1)お使いみち	設備資金・運転資金 ※ただし、既存のお借入れの返済資金としてはお使いいただけません。
(2)お借入れ金額	1,000万円～5,000万円(100万円単位)
(3)お借入れ期間	4年2カ月～4年8カ月 ・初回償還日 平成30年4月20日 ・最終償還日 平成34年3月20日
(4)ご返済方法	毎月元金均等返済(ご返済回数48回)
(5)お借入れ利率	詳しくは窓口にお問い合わせください。
(6)お借入れ日	平成29年8月～平成30年1月 (詳しくは窓口または担当者までお問い合わせください。)
(7)担保/保証人	無担保・原則代表者保証

<本商品の仕組み>

本商品は、日本政策金融公庫と提携することにより、無担保の商品を中小企業者の皆様にご提供するものです。

皆様へのご融資については、債権譲渡を行うことなく、当組合が日本公庫とCDS 契約(一種の損失補償契約)を別途締結する形で証券化を行います。

<仕組み図>



<ご利用条件>①青色申告者であり、法人税・社会保険料に未納がない法人であること。②業歴3年以上で、2期連続正常決算(各12カ月)であること。③「償却前経常利益が黒字」または「経常収支(注)が黒字」であること。④募集要項で定めている業種であること。※ご利用条件の判定は当組合の基準により行いますので、必ずしも決算書にご記載の数値で判断するとは限りません。また、上記条件を満たしたうえで、通常の融資と同様の審査をお受けいただきます。審査結果によっては、ご融資できない場合があります。(注)経常収支=償却前経常利益-受取手形増減-売掛金増減-棚卸資産増減+支払手形増減(除く設備分)+買掛金増減

●詳しくはけんしん窓口または担当者までお問い合わせください。

知恵と力を合わせて信州を元気に

月
刊

中小企業レポート

2017

9

No.490

2 **特集**
阿部知事と意見交換会を開催

8 **中央会インフォメーション**

9 **全中インフォメーション**

10 **好機逸すべからず**
株式会社今井酒造店（長野市）
信濃ワイン株式会社（塩尻市）

12 **信州の100年企業**
ささや株式会社（上田市）



【表紙写真】ビジネスライブラリー

ビジネスライブラリーは、ささや館内に設置されており、先代社長や米津社長が学んだ経営に関する蔵書等が置かれています。お客様はもちろんだなたでも閲覧することができ、イスが置かれているため、腰を据えての読書も可能です。

特集

阿部知事・土屋産業労働部長と意見交換会を開催しました

阿部守一長野県知事、土屋智則産業政策監兼産業労働部長、内田雅啓雇用・就業支援担当部長、松澤繁明産業政策課長及び本会正副会長、正副支部長、青年中央会正副会長が、7月24日(月)に45名の出席のもと長野市「ホテルメトロポリタン長野」にて意見交換会を開催しました。

春日会長を座長に、地域中小企業の取り組み事例として、飯山仏壇



事業協同組合の「地場産業の振興事例」、長野県時計宝飾眼鏡商業協同組合の「人材確保・育成事例」、長野県中小企業青年中央会会長の「生産性向上に向けた取り組み」について事例報告を行った後、阿部知事、土屋産業政策監兼産業労働部長を交えて、事例報告に関連した産業振興のあり方等について活発な意見交換が行われました。



阿部知事の挨拶



阿部守一長野県知事

今、長野県では新しい「総合5か年計画」を策定しています。まだ構想・企画等をお示ししていませんが、私が思い描いている中で柱の1つに、「地域産業の振興」があります。産業の振興については、他の行政分野とは異なり、行政がルールを決めて、行政が補助金を出しというものとはいささか趣が違います。何よりも、企業・経済界の方々がどういうお考えなのかとい

うことを起点にして考えていくことなしには、地域の経済産業の発展はあり得ないと思っています。

今日、皆さんとの意見交換を踏まえて、私自身も総合計画に盛り込むべき、盛り込まなければいけない方向性・内容について考える場にしていきたいと思っています。ぜひ率直かつ忌憚のない、私ども行政にとって耳が痛いような意見でも構いませんので、率直なご意見をいただきますようお願いをしたいと思います。

「総合5か年計画」の策定にあたっては、産業の振興が大事だと思っていますが、それに加えてご意見をいただきたい観点が2つあります。

1つは教育です。様々な方と意見交換をさせていただく中で、新しい「総合計画」には、人づくり、教育の話をしっかり入れていかなければならないと強く感じています。未来に向けて教育・人づくりを充実させることは、地域の競争力を維持していく上でも、産業競争力を維持していく上でも、

極めて重要であるというのが私の問題意識です。実際企業の皆様から見たときに、何が足りないか、どういう人づくりが求められているのかということは、恐らく日々感じていらっしゃるかと思いますので、懇談の中で皆様のご意見をいただければありがたいです。

もう1つは県の現地機関のあり方についてです。広い長野県にはそれぞれの地域ごとに特色や課題があります。その違いにしっかり対応できるよう、今年の4月から、県の現地機関で今まで地方事務所と呼ばれていた所を「地域振興局」に改めました。

また、工業技術総合センターをはじめとする試験研究機関を活用し、企業の皆様と一緒に、様々な研究開発を行うことがこれからますます重要になってくると考えています。今後はIoTやAI、ビッグデータの活用等が世界の中で競争力を維持していく源泉になります。技術革新が進み産業競争力を維持していく上で、県はどのような形で支援が

できるのか、ご意見をいただきたいと思います。

この10月には第69回中小企業団体全国大会の開催ということで、春日会長を筆頭に、開催準備等で大変な状況になりつつある中だと感じています。私ども行政としても、全国規模での大会を開催していただくのは、長野県のイメージアップにもなりますし、地域の活性化にも繋がるということで、大変ありがたいことだと思っています。私も参加させていただく予定になっていますが、ぜひ、全国大会が盛大に成功を収めますことを心からご祈念申し上げたいと思います。



事例報告 ①

「地場産業の振興事例」について

報告者 飯山仏壇事業協同組合
理事長 上海 一徳 氏

飯山仏壇は、昭和50年に伝統的工芸品として経済産業大臣から指定されており、木地・宮殿・彫刻・塗装・金具・蒔絵・箔押し・組立という8つの職種の職人による分業制によって1つの仏壇が成り立っています。それぞれの職人が匠の技を発揮した高蒔絵や金箔、飾り金具が織りなす絢爛豪華さが飯山仏壇の特徴として挙げられます。しかし、住宅事情や風習の変化により仏壇の需要は低迷しており、生産高では、最盛期の4分の1程度まで減少しています。

国の伝統的工芸品として存続させるべく、組合では10年ほど前から、仏壇の小型化に取り組んできました。この度、新たに長野県地域資源製品開発センターと連携して、「飯山仏壇新STYLE」の開発プロジェクトを始めました。「仏間からリビングへ、そして手元へ」をコンセプトに開発した仏壇で、「飯山メイド」というブランドを立ち上げ、展示会等に出展しています。

職人の後継者不足や開発費の捻出等、課題も多くありますが、新たな取り組みを今後も進めていきたいと思っています。展示会出展費用や開発費の補助等、息の長い支援をお願いしたいと思います。



事例報告 ②

「人材確保・育成事例」について

報告者 長野県時計宝飾眼鏡商業協同組合
理事長 中澤 國忠 氏

かつて主流だった機械式時計は動力がゼンマイのため、町には多くの時計修理士がいました。しかし、昭和40年代に水晶時計が誕生し普及が進んだことで、高度な修理技術が必要な機械式時計は衰退していきました。しかし平成10年頃、機械式時計が高級腕時計としてステータスシンボルになると、修理に持ち込まれる時計は増えてきましたが、その頃には技術を磨いた修理技能者は高齢化し激減していました。

そこで、町の時計店の修理技術継承を図るため、平成16年に長野県独自の機械式時計修理技能認定制度「信州匠の時計修理士」を組合、長野県、時計メーカーと共同で創設しました。特級、A級と1級～3級の5段階が設けてあり、高い修理技術が要求されます。資格者は累計で243名となり、関東一円を中心に活躍しています。

平成18年に、組合オリジナルブランドの機械式腕時計「TAKUMisM Shinshu」を発売し、今年3月に発売した第4弾は県に寄贈して、知事に着用いただいています。この時計は、「信州匠の時計修理士1級」保持者の手により最終調整が行われることから、知識と技術の向上に役立つだけでなく、「信州匠の時計修理士」を目指す者にこの時計のメンテナンスを手掛けるという目標を与えてくれます。今後も、修理士の育成や町の時計店の発展のため取り組みを継続していきたいと思っています。



事例報告 ③

「生産性向上に向けた取り組み」について

報告者 長野県中小企業青年中央会 会長
株式会社東陽 代表取締役 吉江 慎太郎 氏

当社では、主にアルミの切削加工でカメラの光学レンズ部品を製造しています。リーマンショック以降、取引先が海外工場での生産に切り替えるのを機に、医療分野へ視野を広げ、当社の持つ技術を活かし、内視鏡用鉗子の加工にチャレンジすることにしました。

新たに開発した内視鏡用の鉗子と歯科用インプラントの販路開拓のため医療展示会に出展したところ、部品ではなく完成品を求める声が多くありました。そこで、鉗子を組むためのレーザー溶接機をものづくり補助金を活用して導入し、取引先の需要に応える製品を製造できるようになりました。ものづくり補助金を積極的に活用した設備投資で、新たな分野への進出を図るとともに、製造時間の短縮や製造品質の向上など、生産性向上にも繋げることができました。

ものづくり補助金を活用して、様々な設備導入を行いました。製品の販路開拓を行うためには、展示会等でPRすることが販売の第一歩です。展示会へ積極的に出展し、認知度を高めることが重要だと感じており、展示会出展に関する手厚い支援をお願いしたいと思っています。



3名による事例報告の後、阿部知事・土屋産業政策監兼産業労働部長と活発な意見交換を行いました。

飯山仏壇事業協同組合 上海理事長の発表について

□阿部知事

飯山仏壇は、長野県の伝統的工芸品の中でも非常に誇れるものの1つと考えています。国内需要の減少が不可避である中、職人の持つ高い技術力を活用し外国の方が興味をかき立てられるようなお土産として、仏壇の形のまま、または新たな製品として仏壇の技術を使って作る付加価値の高いものを作ることができないか一緒に考えさせていただきたいと思います。

□土屋産業政策監兼産業労働部長

飯山仏壇は国の指定を受けた伝統的工芸品ですし、ブランド価値があると思います。その技術を活かし、新たな価値を創造していくことができないか検討していく必要があると思います。難しい面もありますが我々も一緒に考えていけたらと思います。

長野県時計宝飾眼鏡商業協同組合 中澤理事長の発表について

□阿部知事

「TAKUMisM Shinshu」を県に寄贈いただいてからずっと身につけていますが、長野県として時計産業に関することは重要なテーマだと感じていますし、長野県が独自に認定している「信州匠の時計修理士」は、非常にレベルも高いということで、極めて素晴らしいことだと思います。県内には時計メーカーと頑張っている時計修理士の皆さんがいるので、時計産業を盛り上げていく余地はあると考えています。

□土屋産業政策監兼産業労働部長

技能の継承は、産業に関わる人材の育成・確保といった面とともに待ったなしの課題です。機械式時計の裾野を広げるためには、ただ正確な時計を売るだけでなく、それを支える高度な技術も合わせて売れるような仕掛け・仕組みも考えていく必要があると思います。

長野県中小企業団体青年中央会 吉江会長の発表について

□阿部知事

展示会への出展支援は大変重要だと認識しています。予算が限られる中で、より充実した支援内容としていくために、工夫できる余地があるのではないかと思いますので、検討させていただきたいと思います。

□土屋産業政策監兼産業労働部長

ものづくり補助金を活用した生産性向上に関する取り組みについて、今後世界的にAI、IoT、ロボットの活用が活発化する第四次産業革命を迎えるにあたり、国では日本再興戦略などで方針を示し取り組んでいますが、長野県産業にそうした動きをどう活用していくかが大きな課題だと考えさせられました。





交流の駅 ～何気ない日常の中に“しあわせ”が隠れている～

交流の駅は、信州の各地域にある、四季折々の何気ない日常の生活や地域の暮らし、農業や特産品、郷土食、伝統工芸等、様々な体験を通し、地域の人と訪れた方がありのままの暮らしの中に溶け込み、共に語らい、共に感じ、ほっこり暖かい温もりを感じ、笑い声がこだまする交流施設です。

3月29日に県庁会見場にて県下14拠点の「交流の駅」が「交流の駅ネットワーク」の共同宣言を行い、宣言の中で、各拠点が交流の駅として行動憲章に基づき、地域の人々と来訪者が共に語らい、共感し、相互に楽しむ場所となるように努力し、共に成長し、さらには交流の駅ネットワークによりそれぞれの地域の素晴らしさを発信していくことを宣言し、本格的に始動しました。

ありのままの暮らしの中に、飾らない人間味あふれる触れ合いを感じることができ、それぞれ特色ある交流を提供する県内14の交流の駅を順次ご紹介いたします。

まだまだたくさんの魅力が隠れている信州で、素敵な交流を体験してみませんか。

素敵なお人
と
触れ合う

地域の方との交流

交流の駅には、地域の老若男女が集まり、皆様に笑顔でお迎えします。素敵な笑顔を見つければ立ち寄りませんか。

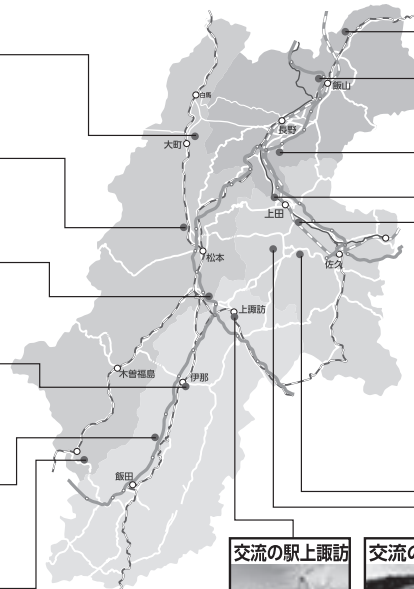
懐かしさと
出会う

地域の魅力を体験

地域の暮らしや生活、仕事を体験できます。そば打ちや昔の暮らし、地域の穴場スポットなどで、楽しい体験を。

地域の方と共に輝く場

交流の駅は、関わっている皆さんが素敵な笑顔になれる「暖笑コミュニティ」です。共に語らい、共に共感し、楽しい経験が生まれます。



信州交流の駅ネットワーク

“交流の駅”事務局 TEL.026-228-1171

長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業団体中央会

URL <http://www.alps.or.jp/koryu-no-eki/>

交流の駅 武石

美ヶ原高原の東山麓、近在随一の清流武石川が流れる旧武石村の入口にあります。高速道路の東部湯の丸・上田菅平・岡谷・松本の各ICから25～50分の距離にあり、豊かな自然と長閑な田園で箱庭のような農村です。

◇こんな交流ができます

農家レストラン“里の食” そば処 “信濃右衛門”	古民家を再生し、地元で収穫した野菜を調理した田舎料理などを提供しています。メニューは、「里の食定食」、「寒さらし十割蕎麦」、「郷土料理：おはぎもち」、「旬の野菜天」など。 地元野菜料理が並んだ「里の食」は大人気です。(要予約)
日帰り農村生活文化体験 「ほっとステイ」	ありのままの暮らしを体験でき、毎年国内6,000人、海外2,000人を受け入れています。(要予約)
そば打ち体験教室	江戸時代に徳川將軍家に献上されたと古文書に残る“寒さらしソバ”。この“寒さらし十割蕎麦”の体験（捏ね～茹で）までのすべてを丁寧にお教えます。(要予約)

◇運営主体

株式会社信州せいしゅん村

〒386-0503 長野県上田市下武石1026-2
TEL 0268-85-3939 FAX 0268-41-4078
URL <http://www.murada.com>

農家レストラン「里の食」

〒386-0503 長野県上田市武石沖669-2
TEL 0268-41-4141



交流の駅 丸子

障害者の皆さんが、毎日一生懸命頑張って働いています。地域のボランティアの皆さんにも協力していただきながら、様々な交流を進めています。

◇こんな交流ができます

幸せはこぶパン工房 ぐらんまるしえ	障害者の皆さんが一生懸命つくった手作りパンを販売しています。心を込めてつくったパンを是非、どうぞ。おいしいコーヒーで、楽しい時間も過ごせるカフェもあります。
サロン あったかい輪	地域の方との交流スペース、サロンあったかい輪。障害のあるなしに関わらず、いろいろな方が交流できるスペースです。

◇運営主体

社会福祉法人まるこ福祉会

〒386-0407 長野県上田市長瀬2885番地3
TEL 0268-71-6263 FAX 0268-71-6261
URL <http://tonbohouse.jp>



詳細は、「交流の駅」のホームページをご覧ください。

「千幡社愛染明王祭」を開催

～長野染色組合～

7月26日に長野染色組合の林部貢一氏（はやしべ草木染友禅工房）、早川倉二氏が発起人となり「千幡社愛染明王190年祭」が染色業、機業、呉服業等ご参集のもと厳かに執り行われました。

愛染明王は、「藍染」に通じることから、染め物業者の守り神として古くから信仰されてきました。城山県社境内地にある「千幡社」とその堂内に納められている「二十六夜愛染明王」の碑は



堂内に納められている「二十六夜愛染明王」の碑

「愛染さん」と親しまれています。「愛染さん」は長野染色組合の象徴として崇敬されてきました。この碑は今までの調査で、文政八巳酉年（1825年）7月26日、大圓覚院大僧戸都光純の筆で建立され御魂入れされたことが明らかになっています。

また千幡社については、明治12年に当時この地が雁子ヶ丘と呼ばれ、横山城址であったところに善光寺の年神宮「健御名方富命彦神別神社」が遷座し「県社」となりましたが、境内整地時に碑の位置が埋まるため、碑の上に千幡社が建てられたものと推察されています。その後、先代の方々により祀られ守られて今日に至っています。ここで改めてその先代の意思を思い、「千幡社愛染明王祭」が開催されました。



長野県職員セカンドキャリアセンター 退職職員紹介制度のご案内

長野県では、公務を通じて培われた県職員の能力や経験の活用を希望される企業等の皆様を対象に、定年退職予定の職員や既に退職した職員をご紹介します。

*長野県では、『しあわせ信州創造プラン』に基づき、シニア・シルバー世代の方々が、その培ってきた知識・経験を活かし、積極的に就業や社会参加ができる「人生二毛作」社会の実現を目指しています。本制度はこの取組の一環として実施するものです。

お申込み方法

「長野県退職職員求人申込書」に必要事項をご記入の上、電子メールにより、長野県職員セカンドキャリアセンター（総務部人事課内）あてにお送りください。

求人申込書は県ホームページからダウンロードできます。

- ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp/jinji/kensei/soshiki/soshiki/kencho/jinji/second-career.html>
- 送 付 先 second-career@pref.nagano.lg.jp

○ 申 込 締 切 **平成29年（2017年）10月31日（火）**

*求人に関するご相談は、随時受け付けております。以下の【お問い合わせ先】までご連絡ください。

※ご活用にあたっては、ご注意いただきたい大切な事項がありますので、必ず上記ホームページをご覧ください。か、問い合わせ先へご照会ください。

お問い合わせ先

長野県職員セカンドキャリアセンター（長野県総務部人事課内）

電 話 026-235-7032（直通） FAX 026-235-7395

●高橋専務理事、第1回中小企業・小規模事業者の働き方改革・人手不足対応に関する検討会に出席

平成29年3月28日に決定された「働き方改革実行計画」を踏まえた中小企業等の取り組みを推進するため、中小企業等の置かれている実態を把握するとともに制度に係る理解の促進、中小企業等による「働き方改革」・人材確保に係る支援のあり方等を検討するため、「中小企業・小規模事業者の働き方改革・人手不足対応に関する検討会」が7月31日に開催されました。第1回の会議では、伊藤學人全国中央会副会長（広島県中央会会長）の代理として高橋専務理事が出席し、中小企業・小規模事業者の働き方改革・人手不足について、若年者の大企業志向が強い中、求人を出しても応募がなく人材不足を解決できない中小企業・小規模事業者のために、中等・高等教育段階での若者に対する中小企業の魅力発信を行うとともに、働き改革関連法案のきめ細かい十分な周知と準備期間を設けることを要望しました。

平成29年度

中小企業組合検定試験

1組合1組合士
組合の明日を拓く組合士

検定試験を
受けて
組合士に
なろう!!

12月3日(日)

■ 受験資格／特になし

ただし、組合士として認定されるには組合等での実務経験が必要です。

■ 試験科目／組合会計 組合制度 組合運営

■ 試験日／平成29年12月3日(日)

■ 試験地／長野市 ホテル信濃路

長野県長野市中御所岡田町131-4 TEL.026-226-5212
JR長野駅善光寺口より徒歩8分。国道19号線、バスターミナルの斜め向かい。

■ 願書受付期間

平成29年9月1日(金)～10月13日(金)

■ 受験料／5,000円 (一部科目免除者は3,000円)

■ お問い合わせ先

お申し込み方法など詳しいことは、
長野県中小企業団体中央会支援課 (TEL.026-228-1171)
までお問い合わせください。

組合士

検索

主催／ 全国中小企業団体中央会

後援／中小企業庁

協力／都道府県中小企業団体中央会



好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.95

株式会社今井酒造店（長野市）

特定名称酒100%で手づくりの味にこだわり、時代のニーズにあった商品づくりを目指す。

顔が見える商売をしたい

「昔から酒造りにはかなりこだわりを持ち、今も本醸造以上の特定名称酒のみを全量手づくりしています。純米酒を造り出したのも昭和30年頃から。長野県内ではかなり早い方だったと聞いています」。

今井酒造店の創業は1691（元禄4）年。善光寺で差配をしていた先祖が同年現在の場所に移り、酒造りを始めたのが同社のルーツです。長野市を中心とする地域の飲食店、小売店、問屋に販売し、代表商品の「若緑」は地域なじみのブランド。販売先には地域で長く営業し地元根づいた店が多く、同社とのつながりも深いようです。

「顔が見える商売をしたい」という昔からのポリシーを守り、基本的には地元中心ですが、最近は東京、大阪のイベントにも少しずつ出展しています」。

同社の歴史とポリシーを話すのは、今井孝取締役。今井用一社長の次男で後継者として酒造りに関わり、経営を学ぶ毎日です。

「後を継ぐとは思っていなかった」と同氏。まったく別の仕事をしていましたが、2015年に急きょ後継者として入社。以来、酒蔵でのさまざまな仕事をしながら、酒造りの研修を受け、同業者に教えを請い、酒造りを一から学び続けています。

「いつかは自分が考える酒を一から造ってみたい。そんな夢を抱きながら3年目に入り、仕事も楽しくなってきました」。

手づくりの味にこだわり続けたい

同社では「若緑」のほか、米焼酎と地元産のあんずを使ったワイン、甘酒を製造。さらに2005年から、関係が深い小売店グループと共同で酒米づくりから関わるオリジナルの酒造りも行っています。醸す「風の露」は毎年違うテイストで仕上げ、さらに季節の限定酒も人気を集めています。



手づくり製法にこだわった製品
(若緑 特別純米酒)

一方、甘酒は栄養成分が注目され、ここ数年消費量が増加。ブームともいえる中で同社での売上げも急増しています。

ところが既存の甘酒製造設備では720ml以上のビンへの充填にしか対応できません。需要が増えている300ml、180mlをはじめ多様なサイズに対応し、さらに甘酒のような高濃度の液体を詰まらせずに充填できる充填機、打栓機の導入が急務でした。

「日本酒も720mlビンの需要が増えています。既存設備では自動充填できるのは1.8lのみ。新型のビン詰機の導入は甘酒、日本酒を問わず、時代のニーズにあった商品を効率的に生産できる大きなメリットがあった」と今井取締役。そのような状況を受け、同社はものづくり補助金を活用し、小ビンに対応した新型のビン詰機を導入しました。

「設備を新しくしても、手づくりの味にこだわり続けたい」。今井取締役にも創業以来のこだわりのDNAが受け継がれています。



充填機（右）と小ビンに対応した打栓機のライン



「風の露」の貯蔵タンク



サーマルタンク



株式会社今井酒造店

代表 代表取締役社長 今井用一
創業 1691（元禄4）年
資本金 1,000万円
本社 長野市大字小島62
TEL.026-243-3745 FAX.026-243-1374
事業内容 日本酒、焼酎、甘酒などの製造



好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.96

信濃ワイン株式会社（塩尻市）

桔梗ヶ原ワインの黎明期から、父から子へと受け継がれる手づくり製法に今再び新たな発想。

“本物”のワインづくりにこだわって

「曾祖父・塩原兼一が携わっていた製糸業の経営が徐々に厳しくなり、桑畑にぶどうを植えたのが今から100年前、1916（大正5）年のこと。ぶどうや野菜の適地として国策で産地化が進められる中で、ぶどうの生産者として塩尻桔梗ヶ原ワインの黎明期から深く関わってきたのです」。信濃ワインの塩原悟文社長は創業時をそう振り返ります。



「梅・熟メルロー」と「葡萄交響曲」

同社は国内はもとより、今や世界から良質なワイン産地として注目される塩尻桔梗ヶ原を代表するワイナリーのひとつ。まずぶどうの生産者として日本のワインづくりを支え、さらにワイナリーとして長い歴史の中で、つねに品質の高い“本物”のワインづくりにこだわってきました。

ワインづくりにかけるチャレンジ精神も旺盛。クラシック音楽を聴かせて良質な熟成を促しているという地下セラーにはゆったりとした時間が流れ、同社のこだわりの歴史が静かに息づいています。

ワインは国内外のコンクールで最高賞を含む各賞を多数受賞しているほか、2012年には「信濃桔梗ヶ原メルロー・バリック2006」がANA国際線のファーストクラスに採用。ワインの消費量拡大が続く中、国産ワインの評価を高め、その人気をさらに盛り上げる一翼を担っています。

製造プロセスの高度化と多様化を図る

ワイナリーとしての同社の信頼と評価を高めてきた塩原社長は次のように話します。「日本でもワインの裾野が広がり、世界に通用するワインの造り手も少なくありません。我々としてはお互



新たに導入した白ワイン製造プロセス

いに切磋琢磨しながら、長野県、日本、そして世界のワイナリーとの競争の中で自分の存在価値をどう示していくか。それが問われていると思います」。

同社ではものづくり補助金を活用し、新たに最新の製造設備を導入するとともに、従来設備も刷新。製造プロセスの高度化と多様化を図ることで、人気のスパークリングワインをはじめ、さらに高品質なワインづくりを目指しています。

「ワインは紀元前6000年の昔から造って飲んできたのだから、近代的な設備がなくても良いものはできるというのが私の考え。ところが若い人に聞くと技術は進んでいると言うし、確かに理解できる部分もある。ならば試行錯誤しながらでもやってみろと息子に任せました」と塩原社長。

海外で学んだ技術をベースに数々の新製品を生み出した塩原社長（4代目）から、新たな製造環



地下セラー

境と技術の導入によりさらに高品質なワインづくりを目指す5代目へ。父から子へと受け継がれてきた手づくり製法の伝統に停滞はありません。



本社ショップ



信濃ワイン株式会社

代表 代表取締役社長 塩原悟文
創業 1916（大正5）年5月
資本金 1,000万円
本社 塩尻市大字洗馬783



TEL.0263-52-2581 FAX.0263-52-2582

事業内容 ワイン、ブランデー、果汁の製造

信州の100年企業

社会経済情勢の変遷の中であって多年にわたり事業を継続し、地域社会に貢献してきた老舗企業をご紹介します。

第18回

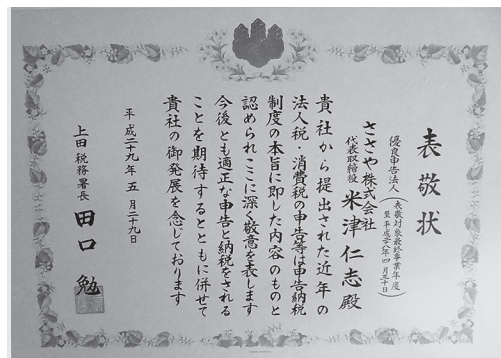
ささや株式会社（上田市）

江戸時代に三河で瓦屋を営んでいた祖先が上田へ移転し、明治40年頃、米津たけ氏が上田市横町（現上田市中央）で豆腐屋「笹屋」を創業しました。「笹屋」の由来は、当時、正月になると伊勢神宮から横町伊勢宮に御師が訪れており、当家に宿泊した際、御師から「豆腐と笹は相性がいいから笹屋という屋号にしませんか」と勧められたことがきっかけです。

大正14年、上田丸子電鉄上田東駅の開業と共に大門町通りが開通すると、2代目の米津勝氏が米津たけ氏と共に豆腐を売りにした笹屋食堂を開業しました。市内に食堂が少なかったこともあり、上田蚕糸専門学校（現信州大学繊維学部）の学生や上田東駅の乗降客で賑わいました。3代目の米津福一氏には、子どもの頃に学生さんたちに遊んでもらった思い出があるそうです。

長年の安定した経営等が認められ、今年の5月には上田税務署長から平成8年以来2回目となる優良申告法人として表敬状を授与されました。優良申告法人に選定されるのは、法人全体の1%足らずと言われており、申告内容の適正さと経営内容の優良さを認められての表敬となりました。

近年、同社は家業から企業への転換を図り、同族経営から脱却してマネジメントの考えを取り入れた経営にシフトしています。4代目米津仁志社長の想いを体現するものとして、昨年から百数十ページにも及ぶ経営計画書を全社員に配布し、企業としての理念や基本方針を社員と共有する取り組みをはじめました。2年目の今年は、経営計画書の内容が社員同士の勉強会で活用されており、社員との方向性を一致させる重要なツールとなっています。「お客様に信頼された結果として売上がついてくる」という信念のもと、お客様本意の発想でサービスを提供すると共に、社員に対する人材育成・環境整備にも力を入れ、全社一丸となった事業展開を続けています。



主なあゆみ

- 1907年（明治40年）頃 米津たけ氏が豆腐製造販売業の「笹屋」を創業
- 1925年（大正14年） 2代目米津勝氏が大門町通りに笹屋食堂を開業
- 1953年（昭和28年） 有限会社ささやとして法人改組
- 1969年（昭和44年） 婚礼需要増加のため、結婚式場ささやを新設
- 1976年（昭和51年） 3代目米津福一氏が代表取締役社長に就任
- 2004年（平成16年） ささや株式会社に社名を変更し、米津仁志氏が代表取締役に就任
- 2014年（平成26年） 経済産業省から「IT経営実践認定企業」に認定
- 2016年（平成28年） 天皇皇后両陛下が同社へ行幸啓遊ばされる
- 2017年（平成29年） 上田税務署長より優良申告法人の表敬状を授与される

ささや株式会社

上田市中央2-15-12

- | | |
|--------|--------------------------|
| 事業内容 | 結婚式、宴会、法事、ケータリング業、飲食店の経営 |
| 創業年 | 1907年（明治40年）頃 |
| 創業時の屋号 | 笹屋 |
| 創業時の事業 | 豆腐製造・販売 |

弁護士の話

安定経営期にあたって の留意事項 **その3** コンプライアンスに ついて

弁護士 神戸 美佳

■コンプライアンスとは

中小企業では、コンプライアンスといっても何をしていたいかわからない、コンプライアンスまで手が回らないという経営者の方が多いのではないのでしょうか。しかし、「コンプライアンス（法令遵守）」とは、「企業がきちんとルールを守って企業活動を行うこと」です。ルールには、法律だけでなく、社内規則や取引先との契約や取り決めも含まれます。これらのルールを守ることですから、特別なことを意味している訳ではありません。

■なぜコンプライアンスが求められるのでしょうか？

コンプライアンス違反の例として、粉飾決算、食品等の品質表示偽装、顧客の個人情報漏洩等のいわゆる企業不祥事のほか、パワハラ、セクハラ、残業代未払、過労死等の労働問題などが挙げられます。これらには、民事の損害賠償、刑事罰、行政処分等の法的責任が生じますが、それに加えて、マスコミ報道などにより、企業イメージや信用が大幅に失墜し、時には、企業が倒産に追い込まれることもあります。特に、インターネットの発達によるブログやSNSの普及によって、些細な不祥事でも大きな問題となり得るリスクは、大企業も中小企業も同じです。

また、最近では、大企業が取引先を決定する基準や金融機関が融資を決定する際の判断項目としてコンプライアンス体制を考慮するなど、コンプライアンスによって企業が評価される場面も出てきています。

このように、コンプライアンスは、企業にとって、リスク回避の点だけでなく、積極的評価を得る点からも大変重要になっています。

■コンプライアンスとは具体的に何をすればよいのでしょうか？

□ まず、社内のコンプライアンス体制を整備することが必要です。

具体的には、コンプライアンス重視の経営方針の策定、コンプライアンス管理体制（責任者、担当部署等）の決定、各種の規程・マニュアルの策定などです。これらの整備には、法律その他の専門知識が必要となりますので、弁護士等の専門家に相談することをおすすめします。

また、様々なコンプライアンス違反を早期に見つけて対応するために、内部通報窓口の設置も必要です。内部通報制度では、社内の担当部署を窓口とするほか、外部窓口として弁護士等を通報の窓口とする企業も増えています。匿名を希望する場合や通報したことで業務上の不利益を受けるのではないかと不安がある場合等でも、通報や相談がしやすいというメリットがあります。

□ 次に、体制が整備されても、役員や従業員にその意義を十分に理解して貰わなければ、実効性はありません。社内研修やセミナーを開催して、コンプライアンスの目的や意義を周知する必要があります。社内研修では、弁護士等を社外講師として活用することも考えられます。

□ さらに、コンプライアンスの外部からのチェックとして、大企業（上場企業）では、社外役員の活用が重視されています。中小企業では、社外役員がいることは少ないと思われますが、弁護士や公認会計士などの専門家が第三者としてチェックする体制は重要ですので、中小企業も社外役員の導入を積極的に検討すべきと考えます。

□ 残念ながら、コンプライアンス違反が発生したときは、迅速に適切な対応をして、被害の発生を最小限に抑えることが重要となります。この場面では、特に法律の専門家である弁護士に早期に相談することが重要となります。

以上がコンプライアンスの概要ですが、一度に全てのコンプライアンス体制を整備しようとするの大変ですので、例えば、個人情報保護対策、ハラスメント対応等、わかりやすいところから少しずつ手をつけていくことをおすすめします。

また、コンプライアンスの様々な場面で弁護士の関与が必要となります。顧問弁護士制度の活用も考えられますし、身近に相談できる弁護士がいない場合は、中小企業団体中央会を通じて、気軽に声をかけてくださるようお願い致します。



事業協同組合への加入について

組合への加入希望者が現れ組合員が増えることは、組合の財政基盤の安定や事業の活性化に繋がることです。今回は、事業協同組合へ組合員資格を有する者が、新たに加入をする際の留意点についてご紹介します。

なお、加入の手続きに関してご不明な点がございましたら、本会指導員へご相談ください。

組合への加入の自由は、協同組合における重要な原則の一つで、中小企業等協同組合法では次のように規定されています。

第14条 (加入の自由)

(協同組合法)

組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

加入希望者には門戸を開放し、来る者を拒まないというのが組合の基本的な考えです。これは組合が、中小企業者等が相互扶助の精神に基づいて共同して事業を行い、これによって公正な競争の確保、自主的な経済活動の促進などを図ることを目的にしているからです。

したがって組合法では、組合員資格を有する者が加入を希望するときは、正当な理由もなく、その加入を拒んだり、困難な条件を付けたりしてはならないと規定しています。

しかし、加入とは組合と加入希望者との間での契約なので、その契約締結の際には、ある程度の加入制限があり、組合員資格を持つ者であっても、正当な理由がある場合には、組合への加入を拒否することができます。(協同組合法逐条解説抜粋)

加入の手続きは、次のように規定されています。

第15条 (加入)

(協同組合法)

組合に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部又は一部を承継した時に組合員となる。

加入申込み後は、定款の定めに従い組合で諾否を決します。加入承諾後は定款の定めに従い、出資金等の払込みが完了した時に組合員となります。なお、組合に加入する際には、どの加入方法でも最低限組合の承諾が必要です。

原始加入		組合員資格を有する者が、新たに組合に対して出資の払込みを行って加入すること。
持分承継加入	譲受加入	持分譲渡によって、譲受人が譲渡人たる組合員の持分を承継すること。
	相続加入	組合員が死亡することによって、その相続人が死亡した組合員の持分を承継すること。

※加入の諾否等の手続きについては、組合の定款をご確認ください。また、事業協同組合以外の組合に関する加入の手続きについては、本会指導員にご相談ください。

全国ハラスメント撲滅キャラバン実施中!!

○厚生労働省では、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントの防止の必要性及び法令に基づき必要となる取組みについて理解を深めるため、「全国ハラスメント撲滅キャラバン」を実施（全国の都道府県労働局において説明会等の実施・特別相談窓口の開設）しています。

平成29年10月1日から、改正育児・介護休業法がスタートします

- 保育園等に入れないなどの場合、子が2歳になるまで育児休業が取れるようになります。
- 事業主は、働く方やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、その方に個別に育児休業等に関する制度を知らせる等の努力義務が創設されます。

長野労働局の実施内容

平成29年9月をハラスメント撲滅集中月間と定め、「改正育児・介護休業法等説明会」を開催し改正育児・介護休業法や職場におけるハラスメント対策等について説明を行うとともに、「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します（いずれも無料です）。

改正育児・介護休業法等説明会のご案内

開催日	会 場	所在地
9月20日(水)	【長野会場】ホクト文化ホール 中ホール	長野市若里1-1-3

▶時 間 【長野会場】13時30分～15時40分

▶内 容《説明》 改正育児・介護休業法、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策、
労働契約法（無期転換ルール）、ワーク・ライフ・バランスの推進

■申 込 先 長野労働局雇用環境・均等室 〒380-8572 長野市中御所1-22-1
TEL 026-227-0125 FAX 026-227-0126

■申込方法 上記申込先あて開催日の1週間前までにご連絡ください。

ハラスメント対応特別相談窓口を開設！

長野局開設期間：平成29年9月1日(金)～平成29年9月29日(金)

▶時 間 8時30分～17時15分（閉庁時刻）

■電話番号 長野労働局雇用環境・均等室 026-227-0125
（総合労働相談コーナー） 026-223-0551

■住 所 〒380-8572 長野市中御所1-22-1

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
三井生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
三井生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払)の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクを
カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社

業務災害補償保険 取扱代理店
三井生命保険株式会社



- * 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書 (契約概要)」「特に重要な事項のご説明 (注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および長野県中小企業団体中央会の「退職金共済規程 (規約・規則)」等を必ずご覧ください。

三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

三井生命保険株式会社 松本支社

〒390-0815 長野県松本市深志 1-2-11 昭和ビル 9F TEL:0263-34-3585 <http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

長野営業部 TEL:026-226-2820 松本営業部 TEL:0263-35-8519 飯田営業部 TEL:0265-24-4980

諏訪営業部 TEL:0266-52-1356 あづみ野営業部 TEL:0263-84-0256 東御営業部 TEL:0268-64-5413

上田営業部 TEL:0268-24-2755 佐久営業部 TEL:0267-62-0358

三井-KB-2017-15 (損保)B-2017-23 (2017.5)
B-2017-1097 (2017.5) 使用期限 2018.3.31

事業主の皆さまへ（ハローワークからのお知らせ）

雇用保険の届出に マイナンバーの記載が必要です。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

1 雇用保険の届出に必ずマイナンバーを記載してください

マイナンバーの記載が必要な届出・申請書などは次のとおりです。

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書
- ④ 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書
- ⑤ 介護休業給付金支給申請書

① 雇用保険被保険者資格取得届

② 雇用保険被保険者資格喪失届

③ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書

④ 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書

⑤ 介護休業給付金支給申請書

被保険者のマイナンバーを記載

2 マイナンバー取得時には、厳格な本人確認を行ってください

従業員からマイナンバーを取得する際は、なりすまし防止のため、①番号確認（正しい番号であることの確認）、②身元（実在）確認（番号の正しい持ち主であることの確認）が必要です。
なお、届出の際に写しの添付は不要です。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL290224保01

☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。

ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

わが社にも退職金制度！
「中退共」は、中小企業のための国の退職金制度です。掛金助成や税法上の優遇が受けられ、社外積立だから管理も簡単。退職金はぜひ中退共におまかせください。
（お問合せ先）独勤労働者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
03（6907）1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

中小企業レポート MONTHLY REPORT

2017

9

No.490

第490号 平成29年9月10日発行
購読料年間3,000円（消費税・送料込み）
発行人 佐々木正孝
発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町131-10
長野県中小企業会館内4F
TEL.026-228-1171
印刷所 カシヨ株式会社

地域の中小企業と、未来を描く。

地域の経済を支える、中小企業のみなさまのために。

商工中金はさまざまな関係機関と連携して、そのビジネスをサポート。

豊かな地域社会の実現に向けて貢献してまいります。

商工中金



長野支店 026(234)0145

諏訪支店 0266(52)6600

松本支店 0263(35)6211

〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11

●長野電鉄榑堂駅下車(勤労者女性会館しなのき隣)

〒392-0026 諏訪市大手1-14-6

●上諏訪並木通り

〒390-0811 松本市中央2-1-27

●松本郵便局筋向い(松本本町第一生命ビル1階)

商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする金融機関です。



人を思う。未来を思う。

商工中金